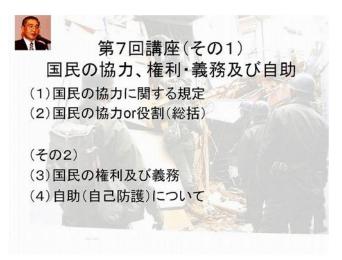
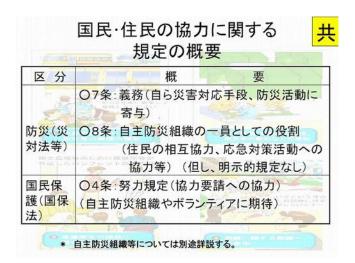
第7回 国民の協力、権利・義務及び自助 その1

山下塾第7回講座のテーマは、「国民の協力、権利・義務及び自助」です。 2回に分けて説明します。

説明項目はスライドにお示ししている通りです。

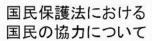


協力に関する規定の概要です。防災に関する事項は義務規定ですが、国民保護に関しては努力規定と言う大きな差異があります。



国民保護法における国民の協力について説明しています。本来的には、国民の広範積極的な効力が不可欠と考えられますが、規定上は極めて限定的に捉えられているところに大きな特色があります。

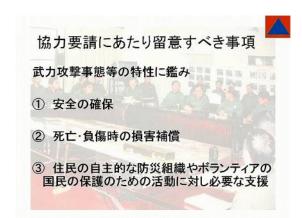
国民に協力を要請できる事項も限定的です。極めて厳しい制約下において国民保護の措置が行われねばならないということに思いを致して欲しいと思います。



- 1 国民の自発的意思による広範積極的な協力が不可欠と考えられるが、規定上は限定的
- 2 国民に協力を要請できる分野
- ① 避難住民の誘導
- ② 救援
- ③ 消火·負傷者の搬送、被災者の救助等
- ④ 保健衛生の確保
- ⑤ 住民の避難に関する訓練



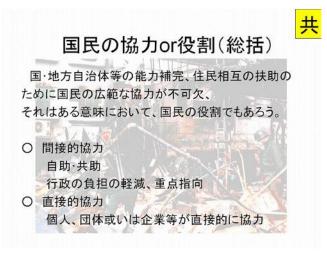
武力攻撃等事態の特性に鑑み、協力要請に当り留意すべき事項が明確に示されていま す。

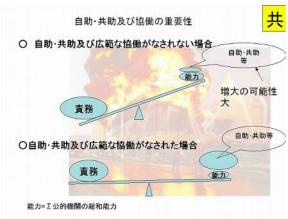


国民保護と言う極めて重要で且つ相当の所要が必要な責務に対して、それに対処すべき関係機関の能力は必ずしも万全ではないのではないと考えられます。

その足らざるを補完すると共に、公的機関がより重要な正面に努力を集中し得るように

するためにも国民の自助、共助を始めとする協力は不可欠であろうかと思います。 国民をそこまで巻き込むべきではないという意見も根強いでしょう。自発的な協力が得られるように国民に対する啓蒙普及が必要でしょう。





自助・共助の考え方や行政との協働が行われるような国民運動を展開する必要があるのではないでしょうか。

自助や共助の重要性は、巷間言われるのが「自助:共助:公助=7:2:1」からも明らかです。

防災・国民保護における国民の役割 公助の限界を補い、公的機関の活動を容易にするためにも 〇 自助 〇共助 〇 行政との協働 国民運動の展開 (コラボレーション) 自助:共助:公助 =7:2:1

一般的に国民の協力が期待され、且つ実行可能と考えられる事項をスライドに示しま した。

一般的に協力が期待されていると 考えられる主要事項

- ① 警報伝達(周知徹底、情報弱者への配慮)
- ② 避難・誘導(集団避難、自力避難困難者支援)
- ③ 避難所の開設・運営(管理運営の主役)
- 4) 救援 搜索·救助活動(救助、案内、情報提供etc) 物流管理(支援) 安全及び救急 消火活動
- ⑤ 被災状況等の報告・通報
- ⑥ その他

参考资料

国民・住民の協力等に関する規定

● 災害対策基本法(住民等の責務)

/** 自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災 に寄与するように<mark>努めなければならない</mark>。

第8条 自主防災組織の育成等

- **国民保護法** (国民の協力等) 第4条 国民は、この法律の規定により国民の保護のための措置の実施に関し協力を 要請されたときは、必要な協力をするよう<mark>努めるものとする。</mark>
 - 2 前項の協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に 当って強制にわたることがあってはならない。
 - 3 国及び地方公共団体は、自主防災組織及びボランティアにより行われる国民の保護のための措置に資するための自発的な活動に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。